

◇ 保育三団体協議会による新制度に向けた要望書の提出について ◇

◇ 2月4日に全国保育協議会、日本保育協会、全国私立保育園連盟からなる保育三団体協議会は、子ども・子育て支援新制度の本格実施に向けた下記のような要望書を、内閣府に提出しました。

近藤 遼・全国私立保育園連盟会長と万田 康・全国保育協議会会長、萩原英俊・日本保育協会常務理事、坂崎隆浩・同協会理事他のメンバーにより、下記のように「子ども・子育て支援新制度に向けた要望」(平成26年 2月 4日保育三団体協議会)の提出、陳情が行われました。

○岡田 広 内閣府副大臣への提出、陳情説明

於：中央合同庁舎4号7階副大臣室 11：30～正午

- ・近藤全私保連会長より最初に挨拶がなされ、保育三団体協議会の紹介がなされ、保育三団体の新制度に向けた要望内容について説明・陳情が行われた。
- ・各団体の代表から挨拶と要望事項について、現場の実態から、3歳以上については15:1への改善、その他の乳幼児についても優先度を付けた改善の必要性。保育の質向上と保育士確保のための処遇向上の必要等についての説明・陳情が行われた。
- ・岡田副大臣より、とくに新制度施行に向けてプラス3千億円の財源は、子どものために必ず確保するものである。経済状況とは別である旨述べられ。しばらくの意見交換がおこなわれた。
- ・以降も公定価格等について、必要に応じて保育三団体の要望を段階的に提出していく方向であることも近藤会長より説明され、森大臣宛ての要望書の手交が行われた。

岡田 内閣府副大臣への陳情説明



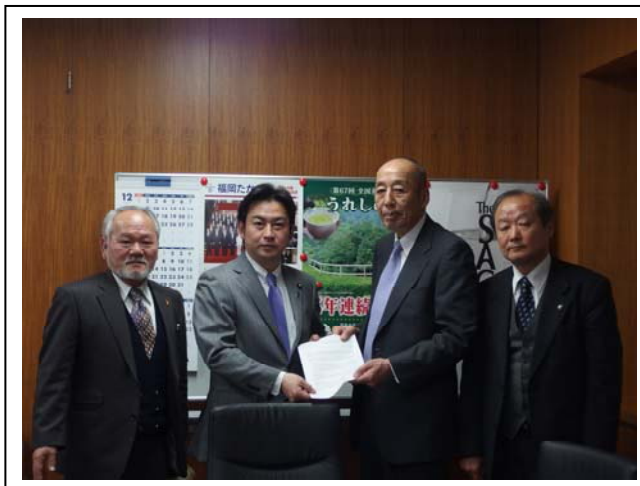
岡田 内閣府副大臣へ要望書の手交

○福岡 資麿 内閣府大臣政務官への提出、陳情説明

於：中央合同庁舎4号10F政務官室 17：00～17：20

- ・近藤全私保連会長より最初に挨拶がなされ、保育三団体協議会の紹介がなされ、保育三団体の新制度に向けた要望内容について説明・陳情が行われた。
- ・福岡政務官より、午前中は岡田副大臣に陳情を頂いたこと。森 大臣には本日のご要請の内容については、後程よくお伝えすること等が述べられた。
- ・各団体の代表から挨拶と要望事項について、説明・陳情が行われた。
- ・福岡政務官より、保育三団体要望各項目についての主旨に理解する旨の説明が行われた。
- ・以降も公定価格等について、必要に応じて保育三団体の要望を段階的に提出していく方向であることも近藤会長より説明された。

福岡 政務官へ要望書手交



子ども・子育て支援新制度に向けた要望

平成 26 年 2 月 4 日
保育三団体協議会

はじめに

この度、全国保育協議会、日本保育協会、全国私立保育園連盟からなる保育三団体協議会は、子ども・子育て支援新制度の本格実施に向けて、子どもの最善の利益を保障し、子育て家庭を支えるために、現時点で最重要と考えられる事項をとりまとめました。

新制度における下記事項の実現に向けては、何より消費増税による 0.7 兆円に、社会保障・税一体改革の確認書ならびに、子ども・子育て関連三法の参議院附帯決議に明示された 0.3 兆円をあわせた 1 兆円超の財源を早期に確保することが前提です。

[公定価格の設定について]

1. 公定価格は、より一層質の高い教育・保育が保障されるように設定された各種基準ならびに、保育の必要性認定で整理された時間・日数と整合された金額となることを求めます。併せて、すべての子どもたちに良質な教育・保育を保障する観点から、積み上げ方式を基本に各項目の積算根拠が明確に示されるべきです。施設・事業者が、短時間利用の認定を受けた子どもを受け入れる場合であっても、安定的、継続的に運営していくことが可能となるよう、公定価格を設定することを求めます。

[職員処遇の改善について]

2. 民間の他職種と比較して、保育士の処遇は低い実態があります。子どもの安心・安全を担う保育士が安定的・継続的に働き、保育の質の向上に向けたキャリアアップすることのできる仕組みを制度上に位置づけ、処遇の改善を実現できるようにする必要があります。

[職員配置基準の改善について]

3. 子ども・子育て関連三法の国会での附帯決議を踏まえて、3 歳児については「20 対 1 から 15 対 1」に改善をすると共に、その他の年齢区分においても優先順位を付けた段階的な見直しが早急になされるように求めます。なお、その際、上記の処遇改善策と併せて、新規資格取得者や潜在保育士の就業につながる、さらなる人材確保策が必要です。

[各種基準の向上について]

4. 特定教育・保育施設と地域子ども・子育て支援事業等の具体的な基準は、子どもの安全に配慮し、障害のある子どもの受け入れ・食育の推進・増加するアレルギー児への対応・研修体制の充実等、全体的な保育の質の向上につながる制度設計と、それを給付上で評価することが必要です。併せて、事務職員の必置等、体制の充実強化を図ることを求めます。

[施設整備について]

5. 保育環境を整備し、改善していくためには、国及び地方公共団体による現行水準の施設整備費補助の存続が必要条件です。新制度施行後も、現行の施設整備補助の仕組みを維持しながら、より一層、教育・保育の質の向上が図られるようにしていく必要があります。

[公立保育所の財源について]

6. 平成 16 年度に公立保育所の一般財源化が行われました。新制度では施設種別共通の給付である「施設型給付」が創設されたことをふまえ、公私の教育・保育の質を一体的に整えるため、改めてこれに統合することを求めます。

◇ 国 子ども・子育て会議、基準検討部会合同会議開催(平成26年1月29日)について◇

◇ 1月29日 子ども・子育て会議(第12回)、基準検討部会(第13回)合同会議が14:00~17:00頃まで開催されました。当日の傍聴概要についてご参考までご紹介します。

議事内容 (1)幼保連携型認定こども園保育要領(仮称)について (2)公定価格・利用者負担について (3)その他

〈ポイント〉

- 委員より「子ども・子育て支援新制度」の財源確保についての要望(案)の子ども・子育て会議ならびに基準検討部会による提出について提案された。
- 「幼保連携型認定こども園保育要領(仮称)の策定について(報告)」について説明、報告が行われた。
- 「公定価格・利用者負担について」協議が行われた。

※以下敬称略

- ・無藤部会長より開会挨拶が行われた。
- ・最初に渡邊委員より冒頭に意見提案があるとのこと触れられ、当日、委員のみに配布された「子ども・子育て支援新制度」の財源確保についての要望(案)について説明がなされた。併せて「財源確保についてあらためて要望をした文書をできれば共同で内閣総理大臣宛て提出したい。ご検討頂きたい。」旨提案された。

(1) 幼保連携型認定こども園保育要領(仮称)について

- ・事務局より資料1-1「幼保連携型認定こども園保育要領(仮称)の策定について」、資料1-2「幼保連携型認定こども園保育要領(仮称)の策定について(報告)」、資料1-3「審議の経過について」説明の後、協議が行われた。
- ・無藤部会長より、若干の説明がなされた。2月に向けて要領本文を作成してパブリック・コメントを通して、3月に告示される方向。幼稚園教育要領、保育所保育指針の改定とも関連するので大きな変更ではなく、同時に認定こども園独自の要素もあるのでそれらを合わせた内容になっていることが補足された。
- ・各委員からは「タイトルについて、教育という用語を入れて頂きたい。」「今後の説明会については教育委員会とよく連携した取組をして適正な周知徹底ができるようにして頂きたい。」「園児要録の内容については、主旨の周知の取組に併せて雛形が提示されるのか伺いたい。」等の意見、質問が出された。事務局より、要録については内容そのものに入れるか認可基準の系譜で扱うのか整理をさせて頂きたい。その上で今回要録を作り小学校に伝えていくことは大事なことだと思っているので、内容等についてもまたご意見を頂きながら検討したい旨述べられた。

(2) 公定価格・利用者負担について

- ・事務局より資料2-1「公定価格・利用者負担の主な論点について」、資料2-2「子ども・子育て支援新制度における「量的拡充」と「質の改善」について」、参考資料1「経営実態調査の結果(平成23年度の1施設当たりの平均の収支状況)」について説明が行われ協議が行われた。当連盟の橘原委員から下記について述べられた。

(橘原委員)公定価格の設定にあたっての基本的考え方について、「新制度施行時に公定価格を設定する段階においては、いずれにせよ対象となる費目を一定程度特定した上で評価する」とされているが、積み上げ方式を基本にするのか伺いたい。減価償却、賃借料について、改築する保育所等施設が多くなる中で、施設整備費の存続が必要と考える。先般までの子ども・子育て会議資料では「管理経費に係る事項について」「新制度における施設整備については、施設基準を考慮して設定する整備費用と施設運営における減価償却費の全国的な状況を踏まえ、その一定割合に相当する額を組み込む形で給付を設定することにより、施設整備を支援することを基本としている。その上で、当面、緊急に対応する必要がある、①増加する保育需要に対応するための施設の新築や増改築、②施設の耐震化、老朽改築等、③幼稚園における調理室の新設については、別途の支援を行うこととしている。」とした記載の資料が本日は抜けているが、その点について伺いたい。

〈委員の主な意見概要〉 ※括弧は主なキーワードとして参考付記。

(各地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業の質的改善、研修の充実、地域ネットワークの充実強化)

- 研修は質の向上のために非常に重要。保育士は看護師の知識、看護師は保育士の知識をできる限り学習していくための研修費について設けて頂きたい。
- 研修の充実については地域子ども・子育て支援拠点事業を始め各地域型保育事業にも非常に重要である。障害児の訪問支援事業については地域のネットワークとして捉える必要もある。保幼小についても先行事例を参考に進めて頂きたい。
- 研修の充実については、地域ごとに施設類型を超えて学び合うしくみの検討も必要。地域子ども・子育て支援拠点事業については妊娠期からの切れ目のない事業として13事業をばらばらにならないようにした上で、必要な事業を埋めていくことが必要。社会的養護の関係については、質的な改善がどこの分野よりも必要な中で、職員のバーンアウト等について改善していく必要がある。ただ、量の拡大は逆行するものであり、より個別・家庭的なケアができるものに改善していく必要がある。加算について、制度導入の5年程度の加算と恒久化していく加算が必要。
- 保幼小の連携強化についてはしっかり強化して頂きたい。休日保育・夜間保育については法定上の割増率があるので、事業者側も損をしないしくみにして、きちんと地域で必要な方に保障できるしくみにして頂きたい。子育て支援機能については、保育所・幼稚園も十分充実強化できるしくみにして頂きたい。
- 認可外保育所の勤務経験を加算の対象にすることは賛成。小規模についても施設長、栄養士の配置をお願いしたい。居宅訪問型について、家庭での保育が望ましい子どもや個別ケアが必要な子どもにもケアができる公定価格の検討をお願いしたい。
- 質の改善と優先順位の論点について、放課後児童クラブの質の改善について、行事的な子育て支援よりは毎日の連絡帳の記帳や送り迎えの対応等の子育て支援を位置づけていく必要がある。福祉的機能、ライフライン的費用を算定しておく必要がある。給与改善が最重要であるが、社会的養護の職員も含めて反映していく必要がある。事務職員の配置を含む事務処理体制の位置づけも重要。社会的養護の将来像に向けた推進も必要。そのため社会に開くしくみを進めている中で、そのために必要な費用の確保をお願いしたい。障害児の受け入れについて新制度上の整合性の確保と共に地域型保育事業や地域子ども・子育て支援事業との整合性も含めて検討して頂きたい。質の改善のため福祉的な視点として、ソーシャルワーカーの配置も必要。要保護地域対策協議会への幼稚園の参加促進もふくめて取り組む必要がある。
- 質の改善について、優先順位の検討の際は施設の規模の大小に関わらず、制度から取り残されたと感じる子どもや子育て家庭が出ないようしくみも必要。認可外保育施設についてのキャリアも考慮すべき。

(全体の処遇改善)

- 処遇改善については職員定着、質の確保のためには働き続けられるしくみも必要。産休、育休の代替の職員の確保が必要。現行の保育所については一般財源化され地方交付税に算定されているが、一方で幼稚園にはそうした補助もないので、保・幼共に全県でそうした補助のしくみを設ける必要がある。新制度においては、利用者負担は、保育認定と教育認定に係る所得階層区分は等しくする必要があり、多子軽減については、幼・保の対象児童の範囲や軽減方法も異なるので、今後は共通の給付制度であり、認定こども園では同一の施設で取り扱うことになる等のことから両者の制度は統一すべき。
- 質の改善について3歳児を中心にした配置基準の改善については最重要課題。そしてひいてはすべての子どもの配置基準の改善が必要。研修の充実についても大切であり、地域型保育給付もふくめて全体的な質の向上をしっかりと給付に盛り込むことも大切。子育て支援については在宅の子どもに対する支援が薄い。できる限り幼・保・認定こども園等で充実できるようにしていくことが必要。表示については円表示が妥当。
- 円表示か単位表示かという際に、報酬にサービスではなく公的な教育・保育にどの程度かけられているのかを国民に示していく必要がある。その意味から円表示にしていけることが適当ではないか。どのような施設においても障害児にきちんと対応できる手当が十分になされる必要がある。給食費については、優先順位はあるが3歳以上については少なくとも公平性の観点から考えることが必要。保育所等の訪問支援事業や保幼小連携についても地域でネットワークをつくり地域全体として質の改善をしていくことも重要である。保育所から学童保育への繋がりについても縦割り行政を超えた視点が重要。

- 営利法人についての経営実態調査については、6 か所しかないが、人件費比率については、事業支出の中に給食の委託費等も含まれているのではないかと。営利法人のみが人件費を削減しているように見えてしまう表記は課題があるのではないかと。経営者と労働者の人件費を区別していく等も必要。

(公定価格の設定に関して)

- 公定価格について、認定区分と保育の必要量を勘案することと施設の地域と利用定員を勘案することと、事業主体としては変わらないがそうした点から変わるのだということ为例に整理していくことも必要。量的拡大と質の拡充については、こちらが前提でこちらがあるということではなく、表裏一体のもの。保育者が必要になるという際に改善せずに量的拡充をすることは大変おかしなことになる。保育者の処遇を上げることも必要だが、派遣や潜在保育士の確保等も全体を考えていくことが必要。保幼小の連携、障害児の受け入れと同様であるが、行政と組むという際にできれば、この機会に保幼小連携を積極的に進める必要がある。例えば最低限スタートカリキュラム等半年間についてはお互いにつくるようにする等の考え方も必要。
- 公定価格の中に施設単独で行うものと連携して行うものと行政と連携していくものが混在しているので、公定価格として解決する問題と制度・技術的に解決していく必要があるものがあり整理をしていく必要がある。
- 個別費目の積み上げ方式が望ましい。処遇改善と共に労働法令の順守も重要。キャリアアップについても必要。障害児の受け入れについては、一般財源化している中で市町村より異なるのできちんと保障して頂きたい。保幼小の連携強化については地域全体で子育てを支えることは当然であり、個々の加算については慎重に考えるべき。夜間保育については、特別な支援が必要な課程が多く、ケアも多く必要であることから、実態を踏まえた公定価格・利用者負担を設定すべき。実費徴収については、低所得世帯の補足給付も含めて必要。
- 公定価格を考える上でのフレームにおいて量の拡充も質の改善も大切と考える。しかし何らかの形で優先順位を考える必要があるとすれば、新制度の目的は、すべての子どもに良質な発達環境を保障することにある。一つは就学前の子どもに保育・学校教育を保障し、地域の子育て支援ができること、幼保連携型認定こども園の普及が必要であるということ。そして二つ目は、地域子ども・子育て支援拠点事業や社会的養護について十分な議論が必要であること。とくに、在宅で子育てをしていて0 から2 歳児位のお子さんを持たれている親御さん等、一番孤独な子育てをしている所にとって地域の子育て支援事業や一時預かり事業の拡大が重要。また親の就労支援、学齢期の子どもの発達保障という視点から放課後児童クラブ、さらに声が届きにくい社会的養護の子どもたちをいかに守っていくかということ。新制度は子どもへの支援が見えにくいとか所詮、都市部の待機児童対策の問題ではないかと聞かれることもあり、そうではないとお応えしているが、そのためにも今後、地域の子ども・子育て支援事業や社会的養護についても十分な時間・労力を割いて議論をすることがこの会議の在り方として問われている。

(事務局説明概要) 積み上げるといふ際に例 1、2、3 とは別の問題として現状積み上げられている保育所の制度があり、どの制度をとってもこうしたものから考える必要があるということ。施設整備については特段考え方が変わったわけではない。いずれにしても新たな減価償却を取り入れていく際には施設整備費との重なり合い等をみていく必要があるということ。営利法人の経営実態調査については非常にサンプルが少ないということを申し上げておきたい。

(3) その他

- ・事務局より 1 月 24 日自治体向けの子ども・子育て支援新制度説明会を行った旨報告された。次回日程については、2 月 14 日 (金) 子ども・子育て会議基準検討部会 14 時～17 時の予定にさせて頂くことが説明された。 以上

※ なお下記の内閣府サイトより資料の入手及び動画を視聴することができます。

内閣府 > 少子化対策トップ > 子ども・子育て支援新制度について > 子ども・子育て会議

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/kodomo_kosodate/index.html

* 今後メールのみの全私保連ニュース配信を希望する園は下記までその旨を書いてメール送信して下さい。FAX を停止しメール送信に切り替えます。FAX: 03-3865-3879 E-mail: ans@zenshihoren.or.jp